

# 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1編 母子保健法【抜粋】</b> .....                | <b>4</b>  |
| 第1章 総則.....                               | 4         |
| 第2章 母子保健の向上に関する措置.....                    | 5         |
| 第3章 母子健康包括支援センター.....                     | 8         |
| <b>第2編 保育所における感染症対策ガイドライン【抜粋】</b> .....   | <b>9</b>  |
| 1. 感染症に関する基本的事項.....                      | 9         |
| 2. 感染症の予防.....                            | 15        |
| 3. 感染症の疑い時・発生時の対応.....                    | 35        |
| 4. 感染症対策の実施体制.....                        | 38        |
| 別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症).....         | 39        |
| <b>第3編 定期接種実施要領【抜粋】</b> .....             | <b>40</b> |
| 第1 総論.....                                | 40        |
| 第2 各論.....                                | 43        |
| <b>第4編 児童福祉施設における食事の提供ガイド【抜粋】</b> .....   | <b>48</b> |
| II 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する考え方及び留意点..... | 48        |
| IV 実践例.....                               | 49        |

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第5編 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン【抜粋】</b> ..... | <b>51</b> |
| 第1章 総論.....                               | 51        |
| 第2章 保育所におけるアレルギー疾患(実態).....               | 52        |
| 第3章 アレルギー疾患各論(生活管理指導表の活用).....            | 53        |
| 第4章 食物アレルギーへの対応.....                      | 55        |
| 第5章 アレルギー疾患の共通理解と関係者の役割.....              | 57        |

### 【ご利用上の注意】

- 1 この資料ダイジェスト版には、「子どもの保健」に関する資料（法令を含む。以下同じ。）のうち、平成30年（後期）保育士試験の「子どもの保健」対策のために少し詳しく見ておきたい資料の重要部分が掲載されています。

「保育所保育指針 第3章 健康及び安全」など、重要ではあるものの、「ポイント集」の記載で必要十分と考えられる資料については、掲載されていません。

資料の内容は、基本的には抜粋となっていますが、さらに万全を期したいという方は、各編のタイトルをインターネットで検索して、原文・全文をご覧ください。

- 2 本文中の重要箇所は**ゴシック体（太字）**で強調していますが、必ずしもその箇所だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。

- 3 この資料ダイジェスト版に掲載されている内容のすべてが重要というわけではありません。

普段の学習では、そのまま第1編から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた資料の重要箇所にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ資料関連知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1編からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。

- 4 なお、条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。

## 第2編 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）【抜粋】

（厚生労働省 平成30年3月）

### 1. 感染症に関する基本的事項

#### (1) 感染症とその三大要因

- 感染症が発生するためには、以下の三つの要因が必要である。
  - ・ 病原体を排出する「感染源」
  - ・ 病原体が人、動物等に伝播する（伝わり、広まる）ための「感染経路」
  - ・ 病原体に対する「感受性」が存在する人、動物等の宿主

ウイルス、細菌等の病原体が人、動物等の宿主の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果、何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでには、ある一定の期間があり、これを「潜伏期間」といいます。潜伏期間は病原体の種類によって異なるため、乳幼児がかかりやすい主な感染症について、それぞれの潜伏期間を知っておくことが必要です。

また、感染症が発生するためには、病原体を排出する「感染源」、その病原体が宿主に伝播する（伝わり、広まる）ための「感染経路」、そして病原体の伝播を受けた「宿主に感受性が存在する（予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症すること）」が必要です。「感染源」、「感染経路」及び「感受性が存在する宿主」の3つを**感染症成立のための三大要因**といいます。乳幼児期の感染症の場合は、これらに加えて、宿主である乳幼児の年齢等の要因が病態に大きな影響を与えます。

子どもの命と健康を守る保育所においては、全職員が感染症成立のための三大要因と主な感染症の潜伏期間や症状、予防方法について知っておくことが重要です。また、乳幼児期の子どもの特長や一人一人の子どもの特長に即した適切な対応がなされるよう、保育士等が嘱託医や医療機関、行政の協力を得て、保育所における感染症対策を推進することが重要です。

## 第3編 定期接種実施要領【抜粋】

（平成25年3月30日 厚生労働省）（平成29年12月26日現在）

### 第1 総論

#### 2 対象者等に対する周知

(4) 麻しん及び風しんの定期接種については、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）及び「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）において、第1期及び第2期の接種率目標を**95%以上**と定めており、また、結核の定期接種についても、「結核に関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第72号）において、接種率目標を**95%以上**と定めていることから、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。

#### 7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

また、インフルエンザの定期接種については、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前（通常は12月中旬頃まで）に接種を受けられるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(キ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者（なお、インフルエンザの定期接種に際しては、10(5)に記載したように、接種不適合者となることに注意すること）

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者